

# 文京区消防団運営委員会答申書

文京区消防団運営委員会

## 目次

第1 諮問事項

第2 諮問の趣旨

第3 諮問に対する検討の方向性

第4 提言

第5 まとめ

資料1 水災時における消防団召集計画について

資料2 水防活動現場における安全管理の着眼点

資料3 文京区内氾濫等区域マップ

資料4 特別区消防団の隣接相互応援要請要領

資料5 特別区消防団支援班活動要領

## 第1 諮問事項

令和2年8月3日、東京都知事から各区消防団運営委員会に対し、次の事項について諮問された。

### 【諮問】

「水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか」

## 第2 諮問の趣旨

地域に密着した消防団は、平常時において消火活動をはじめ防火防災訓練指導など献身的な活動をしており、水災時の活動においても大いに期待されている。

近年、気候変動等の影響により、超大型台風や局地的豪雨による自然災害が発生しており、令和元年10月に発生した台風第19号では、多くの消防団員が水災事象に対応し、避難誘導、土のうを活用した浸水防止活動及び排水活動などに従事したところである。

こうした中で、消防団の活動体制、避難所支援等の対応、装備資機材・分団本部施設の充実強化などの課題が抽出された。

このことから、水災時において消防団員が効果的に活動するための具体的な方策について諮問するものである。

## 第3 諮問に対する検討の方向性

本委員会では、「活動体制」と「装備資機材・施設」を2つの柱とし、それぞれ次の項目について検討する。

### 1 活動体制

- (1) 災害状況に応じた招集及び任務班の編成時期
- (2) 水災活動時の教育訓練及び安全管理
- (3) 河川越水等による浸水時の機能移転計画
- (4) 広範囲の浸水による長時間活動などに伴う応援体制等
- (5) 情報収集体制の強化
- (6) 住民等からの避難所支援の要請対応

### 2 装備資機材・施設

- (1) 予想を超える水災に対する装備資機材の増強
- (2) 分団本部施設のスペース等の確保及び機能向上

## 第4 提言

各検討項目について、現状を分析・整理したうえで特別区全体を視野に入れた提言を以下に述べる。

### 1 活動体制

#### (1) 災害状況に応じた招集及び任務班の編成時期

##### ア 現在の状況

現在、早期に参集可能な居住地団員が主体となり、即戦力として速やかに出場態勢を整えることが可能な体制である。

過去の災害等では水防態勢発令後、早期に活動態勢を整えたものの、活動がなく待機時間が長期にわたる状況も生じていた。

災害対応力の増強は災害発生に先立って確保することが必要である一方で、長時間の待機継続は、団員の疲労を生み待機要員の活動力を損ねることになるばかりでなく、密集状態が続き感染防止の観点からも望ましいものではない。

##### イ 提言

現在の招集計画では、水防第二非常配備態勢以降で消防団員の招集が開始されるが、招集人員は3段階（3分の1→2分の1→全団員）の区分であり、その人員を各任務班に割り振ることとしている。また、東京地方全域における災害発生危険性を考慮して発令されるため、降水量や河川の有無による地域差を必ずしも反映しきれていない一面もある。

近年は、行政機関から区市町村単位で降雨情報等が発表されるなど、地域ごとに降雨状況の進展を把握しやすい環境が整いつつあることから、現在の招集計画の枠組みの中で招集規模を細分化する方策を提案する（資料1）。

この計画では、従来同様に第二態勢発令により招集が開始されるが、その際に発表されている「内閣府等が示す警戒レベル」に基づき、災害状況に合わせた招集人員の規模と任務班の編成を決定するものである。

災害発生危険の低い警戒レベル1の段階で招集に備えさせただけで、第二態勢発令後速やかに情報収集班・監視警戒班（概ね2～4名）を編成し、以降、地域の降雨状況等に応じて順次、避難誘導班・支援班・消火班・水防工法班を段階的に編成していくことにより、長期的な待機を解消しつつ必要十分なマンパワーを投入することができると思料する。

#### (2) 水災活動時の教育訓練及び安全管理

##### ア 現在の状況

神田川流域等においても都市インフラが整備され、近年では文京区内において大規模な水災事象は発生していないため、過去の水災を経験し

た団員は少数となりつつある。その一方、将来を見据えると、超大型台風や集中豪雨の発生リスクが高まることが危惧されている。

これらの点を踏まえると、消防団員の水災活動能力向上は引き続き重要な対策であり、実災害の経験を補うためにも、水災時における安全管理及び災害対応の知識・技術の向上に向けた教育訓練が必要である。

#### イ 提言

現在も、水災時の基本的知識や活動技術の向上を図ることを目的として、消防団幹部研修及び指揮幹部研修の修了者を中心に、消防署と連携した水防訓練（文京区総合水防訓練等）や水災図上訓練等の機会を活用し、教養等を実施している。また、「東京消防団e-ラーニングシステム」の運用開始により、団員個々の自己学習により知識向上を図る環境が整えられている。

また、安全管理面においては、「特別区消防団の安全管理ガイドライン」において、「水防活動現場における安全管理の着眼点（資料2）」が定められており、知識として団員一人ひとりに定着を図ることが重要であると考えられる。

知識・技術定着には継続的な学習機会を提供することが重要であることから、将来は訓練回数や教育コンテンツを更に充実させていくことが重要である。

### (3) 河川越水等による浸水時の機能移転計画

#### ア 現在の状況

現在公表されている文京区ハザードマップを基に、各団本部及び各分団本部の水災に対するリスクを確認したところ、降雨状況によっては、小石川団本部、第3分団から第5分団に浸水の可能性があることが明らかになった（資料3）。

この状況を踏まえ、浸水を想定した機能移転等の対応策を事前検討しておくことは重要である。

#### イ 提言

理想的な解決策が浸水区域外への移設であることは論を待たないが、一朝一夕で解決できるものではないため、機能移転の方策をあらかじめ講じておくことが必要である。

その際には、消防団ごとの取組みに委ねることなく、特別区消防団として一体的に対策を進めていくことが必要であることから、各消防団において実効性のある検討を可能にするための統一的なガイドラインを示すことを提案する。

検討においては、第一に、非常時における機能移転先を確保する必要があるため、消防署または消防団施設の活用をはじめとして、区管理施

設の敷地、消防団員が管理する施設や私有地、管轄事業所の敷地等、様々な視点から緊急時に使用可能な敷地確保に努めていくことが求められる。

また、機能移転のタイミングを適切に判断するため、タイムラインを事前検討しておくことが重要である。移転する機能や資機材、それに要する時間やマンパワー、移転を判断するための指標等、施設ごとにグループ討議を行い、より具体的なイメージを共有しながら計画を作成することが必要である。

以上の点から、ガイドラインの骨子としては、移転先施設に求められる機能やタイムライン検討時に確認すべき事項などを盛り込む必要があるものと思料する。

#### (4) 広範囲の浸水による長時間活動などに伴う応援体制等

##### ア 現在の状況

河川や海拔の高低の分布は地理的な広がりがあるため、ひとたび水災が発生すればその影響は管轄にとどまらず広範囲にわたる。また、低地等の地理的要因や、ゲリラ豪雨等の局地的降雨により、地域限定的に被害が生じることもある。

つまり、東京都や特別区全体で見た際に、管轄ごとに被害状況の大小が生じることが想定され、局地的に甚大な被害が発生した場合には、限られた地域に過大な活動負担が集中することが想定される。

消防署においては、複数の署を統括する方面本部や警防本部の調整による広域的な応援体制が整備されているが、現在のところ消防団同士で連携して活動する仕組みは整備されていない。

##### イ 提言

河川氾濫等の大規模な水災が発生した場合のように、管轄する消防団のマンパワーを超える被害が発生することは十分に想定されることから、事前に隣接消防団との相互応援に関する仕組みを整備しておく意義は大きい。

消防組織法上は管轄区域外での活動自体は可能とされている（※）が、活動時の命令系統や管轄外における活動を行う要件等は、特別区内で統一的な枠組みを整理しておく必要がある。

消防団は管轄消防署長の指揮下で活動を行うことが原則であるため、消防力を超える水災が発生した管轄消防署長による応援要請判断、応援側署長による応援消防団への下命は必要な手順となる。

応援要請の方法については、①応援署の消防力低下を招く要請である、②消防力を管轄区域を超えて非常運用する、という点を考慮すると、消防署長の上位者による総合的な調整が必要であると考えられる。

応援の際には、活動時に命令系統を明確にし統一的な活動を行うため、応援消防団は管轄署長の指揮下に入り、管轄消防団とともに水防活動に従事することが適当であると思料する。

以上の点を踏まえ、本委員会では資料4に示す仕組みを提案していく。

なお、本提案は消防力運用に限定したものであり、区災害対策本部との連絡調整等、実務的な視点からさらに整理が必要な事項が生じることも想定される。

※注）消防組織法第18条の3「消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときはその区域外においても行動することができる」

## (5) 情報収集体制の強化

### ア 現在の状況

現在の団本部・分団本部には、水災時等の情報共有や情報収集用として無線機とテレビが配置されており、ある程度の気象情報の確認は可能である。

しかしながら、水災事象は刻一刻と状況が進展することから、状況判断の確度を高めるためには、より幅広い災害情報をリアルタイムに収集可能な環境に向け継続的に機能向上していくことが求められる。

### イ 提言

現在のインターネット環境を活用すれば、気象庁や東京アメッシュ等による広域的な降雨状況に加えて、文京区防災気象情報や水防災監視システム等により、水位雨量情報（区内5か所の雨量局、4か所の水位局）や河川映像情報（隆慶橋の監視カメラ映像）等の地域の状況についても、リアルタイムに情報収集することが可能である。

消防署内に設置されている団本部においては、署内のインターネット環境を利用可能であるが、地理的に分散した団本部及び各分団が災害に対する認識を統一するためには、各分団本部に対するパソコン・タブレット端末の配置やインターネット環境の整備により、情報格差を解消することが重要である。

消防団員の活動拠点という役割に加えて、分団本部を特別区の災害対応拠点として捉えた場合、インターネット環境としてWi-Fi環境が整備されれば、区民に対する情報提供の場としても有効であると思料する。

なお、検討事項1で提案した「災害状況に応じた召集及び班編成」を的確に行うためにも、情報収集体制の強化方策は早期に対応を図ることが望ましい。

また、インターネット環境を整備することにより、「東京消防団 e-ラーニングシステム」を活用したグループ学習など、平常時における教育訓練の充実化にも資するものと考えられる。

#### (6) 住民等からの避難所支援の要請対応

##### ア 現在の状況

大規模な水災が発生し地域に避難所が開設された場合に、近隣に居住する消防団員が、顔見知りの町会長等から避難所運営への支援を直接要請されることも想定される。

しかしながら、文京区地域防災計画における水災時の消防機関の役割は、「水防活動」または「避難勧告等発令時に避難経路等の安全確保」を行うものとされ、召集計画に基づき強化した消防力を効率的に水災現場に投入することが求められている。

また、避難所の運営については、地域住民等の避難所運営協議会によるものと定められ、消防機関による関与は想定されていない。

##### イ 提言

現在のところ、避難所または避難住民に対する消防団活動の範囲について明示されたものはない。しかしながら、地域における団員の立場を保護する面からも、費用弁償や公務災害の範囲を明確にする面からも、その範囲はあらかじめ明確にしておくことが望ましい。

なお、活動範囲を考える上では、災害対応のための限りある消防力を振り分けることになることから、地域防災計画に定められた範囲内である「災害による被害軽減に資するもの」である必要がある。

これらの点を踏まえると、災害状況や被害状況に関する情報を避難住民から聴取する情報収集や、避難時等に発生した怪我人に対する応急的な現場救護であれば、災害活動の枠組みで対応が可能であると考えられる。

また、消防団としての組織活動であることから、地域のニーズに団員が個別に対応することなく、命令系統に基づく上位職の下命により、これらの活動に従事することが必要である。そのため、資料5に示すように、消防署長、消防団長、分団長を介する形での仕組みを特別区消防団としてあらかじめ定めておくことを提案する。

## 2 装備資機材・施設

#### (1) 予想を超える水災に対する装備資機材の増強

##### ア 現在の状況

現在は、各分団本部への配置資機材や文京区配置の土のう置場を相互に把握し、特定地区の活動により資機材等が不足した場合には、その他の分団区域から融通する協力体制を取っている。



水災対応時に活用する資機材としては、頭上ライト（全団員）、懐中電灯（全団員）、救命胴衣（全団員）、可搬ポンプ（15台）、非常用発電機（12台）、フロートロープ（2束）、電光表示器（12台）、フローティングストレーナー（2台）等が現在配置されているが、大規模な水災へ備えるためには、将来にわたって充実・強化を図っていくことが求められる。

#### イ 提言

予想を超える水災を想定したうえで、より効率的で安全な消防団活動を可能にするため、以下のような視点から継続的に検討していくことを要望していく。

##### (ア) 配置資機材の増強

現在は消防団単位に配置されている資機材を、分団単位での配置を目指して段階的に増強していく。

##### (イ) 配置資機材の高機能化

既に配置されている資機材や個人装備品について、更新等の機会をとらえ後継機種や上位機種を配置することにより、安全性の向上や活動負荷の軽減を図る。

##### (ロ) 配置資機材の改良に向けた検討

既製品の配置に留まらず、機能向上に向けた意見収集や検討を継続する。

#### (2) 分団本部施設のスペース等の確保及び機能向上

##### ア 現在の状況

単に装備資機材の保管庫としてのみではなく、消防団活動の拠点としての機能を有する分団本部施設は、各分団の担当区域内において、地域の実状に応じた形で整備されている状況である。

#### イ 提言

装備資機材の更新と比して施設整備の機会は遥かに少ないことから、機会に恵まれた場合に効率的な整備を行うため、理想的な機能や整備すべき機能の優先度等も含めた、標準的な分団格納庫の仕様を示すことを要望していく。

なお、その際に考慮すべき機能は次のようなものが想定される。

##### (ア) 考慮すべきスペースの一例

感染症拡大防止に配慮した待機スペース、警戒や災害時における指揮拠点スペース 等

##### (イ) 機能向上の視点からみた改善の一例

女性に配慮した更衣室や前室付き専用トイレの設置、インターネット環境の整備 等

## 第5 まとめ

近年の地球温暖化等の気候変動により発生する水災等に備えるため、東京都は万全の体制を構築する必要がある。その一翼を担う消防団が、持てる力を十分に発揮し対応するため、活動体制の確立や装備資機材・施設の充実は急務である。

文京区消防団運営委員会では、活動体制及び装備資機材・施設の各検討事項について、それぞれ効果的と考えられる方策について検討した。その結果である提言は、各項目について短期的な視点で解決可能な方策、長期的な視点での解決を図るべき方策等を取りまとめたものである。

今後、本答申書の提言が活用され、特別区消防団の組織力強化が実現されることを期待し、本委員会の答申とする。

## ○ 現在の召集の考え方(特別区消防団の災害活動等に関する規程)

➤ 召集人員の規模…召集は「第二非常配備態勢」から

	第一非常配備態勢	第二非常配備態勢	第三非常配備態勢	第四非常配備態勢
召集人員	なし (情報収集体制)	全団員の 3分の1以内の人員	全団員の 2分の1以内の人員	全団員
人数規模 (定員400名)	0名	～130名程度	～200名程度	400名

➤ 活動班の編成

召集した団員を消火班、情報収集班、監視警戒班、避難誘導班、水防工法班及び支援班のうち、災害状況等に応じ必要な任務班に編成すること。

※ 水防に関する態勢は、東京地方における災害発生の危険性を考慮して発令されるため、降水量や河川の有無による地域差を必ずしも反映しきれていない一面もある。

## ○ 新たな召集の考え方(案)

団員の召集を伴う**第二非常配備態勢以降**については、**区市町村や気象庁等が発表する災害情報**に基づき、地域ごとに必要な態勢を段階的に整えられるような召集計画とする。

➤ 召集計画(案)

	警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
避難情報等			高齢者等避難 【市町村発令】	避難指示 【市町村発令】	緊急安全確保 【市町村発令】
防災気象 情報 【気象庁】	早期注意情報 【気象庁発表】	大雨注意報 洪水注意報等 【気象庁発表】	大雨警報 氾濫警戒情報 等 警戒レベル3 相当情報	氾濫危険情報 土砂災害警戒 情報等 警戒レベル4 相当情報	氾濫発生情報 大雨特別警報 等 警戒レベル5 相当情報
召集人員 (団本部)	情報収集 連絡体制確保 (召集への備え)	団長 団本部員(2名)	団本部員の 2分の1	全団本部員	
召集人員 (分団本部)	情報収集 連絡体制確保 (召集への備え)	分団長 情報収集班 (2～4名) 監視警戒班 (2～4名)	避難誘導班 (2～4名) 支援班 (2～4名) 消火班 (4～7名) 水防工法班 (4～7名)	全団員 (必要に応じて各班に人員を配置)	
※注	第一態勢に相当	第二または第三態勢に相当		第四態勢に相当	

※注) 避難勧告等に関するガイドライン(内閣府)が平成31年3月に改訂され、自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなった。(令和3年5月20日、改正災害対策基本法施行により避難勧告等の文言が改正。)

水防活動現場における安全管理の着眼点  
 (「特別区消防団の安全管理ガイドライン(平成26年11月)」より抜粋)

行動別	着眼点
1 共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指揮本部長の指揮命令に基づき活動を実施します。</li> <li>② 指揮本部長の下命事項を遵守するとともに、退避方法を確認しておきます。</li> <li>③ 指揮者の統制下での活動とし、指揮者が掌握していない単独行動は行ってはいけません。</li> <li>④ 危険要因発見時は、指揮本部長に報告するとともに、周囲の者に大きな声で周知します。</li> <li>⑤ 降雨時は、視界が悪くなるとともに注意力が落ちることから、団員相互に注意喚起し活動します。</li> <li>⑥ 河川等の水際での活動(水防活動、監視警戒活動等)には、必ず救命胴衣を着装します。</li> <li>⑦ 保安帽、防塵メガネ、救命胴衣、編上げ活動靴等、水防活動内容に応じた個人装備品を着装します。</li> <li>⑧ 長時間の活動となることから、活動中の水分補給に配慮します。</li> <li>⑨ 夜間の活動は、安全確保のため投光器や電光標示器により周囲を照射するとともに、ヘッドライトを活用します。</li> </ul>
2 監視警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 破堤等、事態の急変に備え、常に退路確保を念頭に活動します。</li> <li>② 高潮の監視警戒は、指揮本部長の下命事項を遵守し、安全な高所の位置で実施します。</li> <li>③ 情報収集活動は、複数の団員で実施します。</li> <li>④ 堤防の法面(のりめん)は、滑りやすく、突風による転落等の危険もあるので、十分注意し行動します。</li> <li>⑤ 高波により、舟艇等が押し流され橋に衝突したり、橋が流される等の危険があることから、橋上からの監視警戒は、河川にある舟艇等の状況、橋脚への流水圧の状況、橋の老朽状況等から判断して安全が確認できる場合のみ実施します。</li> </ul>

<p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">水 防 工 法</p>	<p>① 状況の急変に備え、常に退路を確保しておきます。</p> <p>② 活動に際しては、他の団員と十分な安全距離を確保します。</p> <p>③ 杭打ちや木材を担ぐ等複数で行う作業は、指揮者の指示、号令に合わせて行います。</p> <p>④ スコップ、つるはし、かけや等の資器材を取扱う場合は、事前に結合部や柄等の緩み、亀裂を点検します。</p> <p>⑤ 可搬ポンプ積載車等により資器材を搬送する場合は、ロープ等で確実に固定し、強風等による落下防止措置を行います。</p> <p>⑥ 土のう等の重量物の持ち上げは、背筋を伸ばし、膝の屈伸を活用した姿勢で行います。</p> <p>⑦ 長時間に及ぶ活動が多いことから、疲労を回復するため、交替で休憩します。</p> <p>⑧ 破堤の前兆現象を発見した場合は、指揮本部長に報告するとともに、周囲の者に大きな声で周知します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◎ 破堤の前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洗掘箇所が特に濁ったり堤防に亀裂が生じたとき</li> <li>・ 法（のり）の崩れが天ばまで達しているとき</li> <li>・ 漏水の量が多く濁っているとき</li> </ul> </div>
<p style="text-align: center;">4</p> <p style="text-align: center;">崖 崩 れ 現 場</p>	<p>① 二次崩壊の発生危険があることから、むやみに近づかず、指揮本部長の指揮命令に基づき活動を実施します。</p> <p>② 二次崩壊発生時の退避は、横方向への退避が原則です。縦方向への退避は、崩壊に巻き込まれる危険性があります。</p> <p>③ 次の現象が現れたら、二次崩壊発生のおそれがあるので、周囲の者へ迅速に周知し、退避します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常、湧水がない崖の途中から湧水が噴き出し、または山腹からの湧水が急激に増減し、しかもその水が濁っている。特に湧水が止まったとき。</li> <li>・ 降水量に変化はないが、溪流の水が急激に増減したとき。特に急減したとき。</li> <li>・ 崖や山肌の岩石が崩れ落ちるとき。</li> <li>・ 崖上に亀裂、水溜まりが生じたとき。</li> <li>・ 崖の斜面に亀裂が生じたとき。</li> <li>・ 家のきしむ音、木の根の切れる音、地鳴りがするとき。</li> <li>・ 付近の井戸水が急激に濁ったり、水位が増減したとき。</li> </ul> </div>

<p style="text-align: center;">5</p> <p style="text-align: center;">浸 水 地 内 活 動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救命胴衣を必ず装着します。</li> <li>② 腰までの深さを活動範囲の限界とし、指揮本部長の指揮命令に基づき活動します。</li> <li>③ 水深の浅い場所であっても、急激に増水することがあることを念頭に置き活動します。</li> <li>④ 危険物等が流出することもあるので、水の色の変化、臭気などに留意して活動し、異常な状態の水域には近づいてはいけません。</li> <li>⑤ 水流のある状況下での活動は行いません。</li> <li>⑥ マンホール等への転落に注意します。(長めの棒等を用い、順次足場を探りながら進みます。)</li> <li>⑦ 可搬ポンプ積載車の運行時は、原則として浸水地等は迂回するものとし、止むを得ず浸水地を走行する場合は、水深、流速、道路事情等の条件を考慮して運行します。(道路の中央よりを通行し、走行可能浸水はタイヤのサイドウォール部の高さ(タイヤの接地面からリムのビート部までの高さ)までとします。)</li> </ul>
<p style="text-align: center;">6</p> <p style="text-align: center;">消 防 署 隊 の 救 命 ボ ー ト に よ る 舟 艇 活 動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指揮本部長からの下命があった場合は、消防署隊の救命ボートを活用した舟艇活動を行います。</li> <li>② 消防署隊と連携して活動することが原則です。</li> <li>③ 乗艇する場合は、救命胴衣を必ず装着します。</li> <li>④ 舟艇の乗降は、一人一人順序良く行います。</li> <li>⑤ 舟艇からの転落等を防止する慎重な行動を徹底します。</li> <li>⑥ 舟艇の中では、安定をよくするため、姿勢を低くし、片側によりすぎないように注意します。</li> <li>⑦ 航行中は、障害物、漂流物等を全員で監視し、衝突、転覆等しないよう配慮します。</li> <li>⑧ 団員は入水した活動は行いません。</li> </ul>

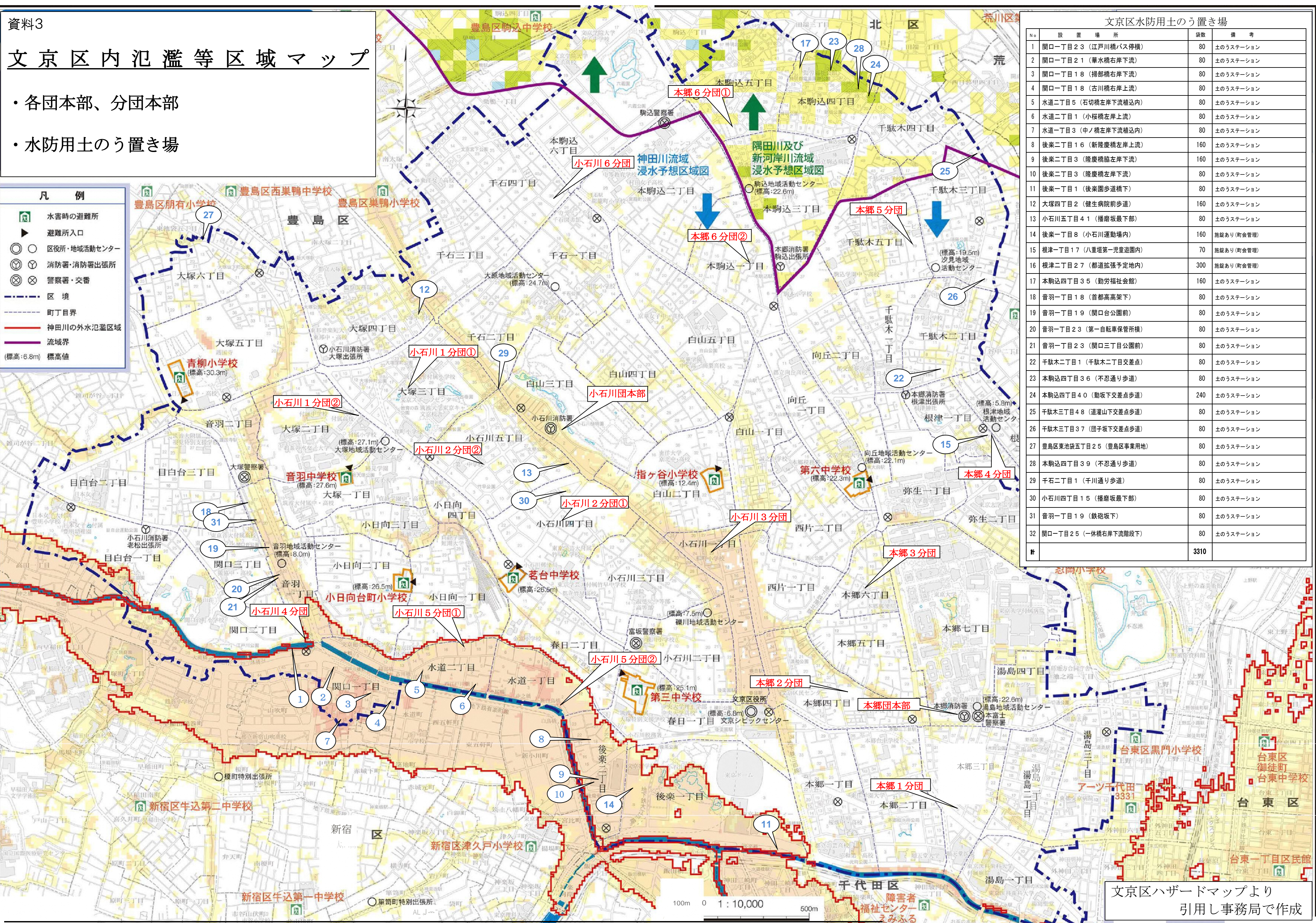
# 文京区内氾濫等区域マップ

- ・各団本部、分団本部
- ・水防用土のう置き場

**凡 例**

- 水害時の避難所
- 避難所入口
- 区役所・地域活動センター
- 消防署・消防出張所
- 警察署・交番
- 区境
- 町丁目界
- 神田川の外水氾濫区域
- 流域界

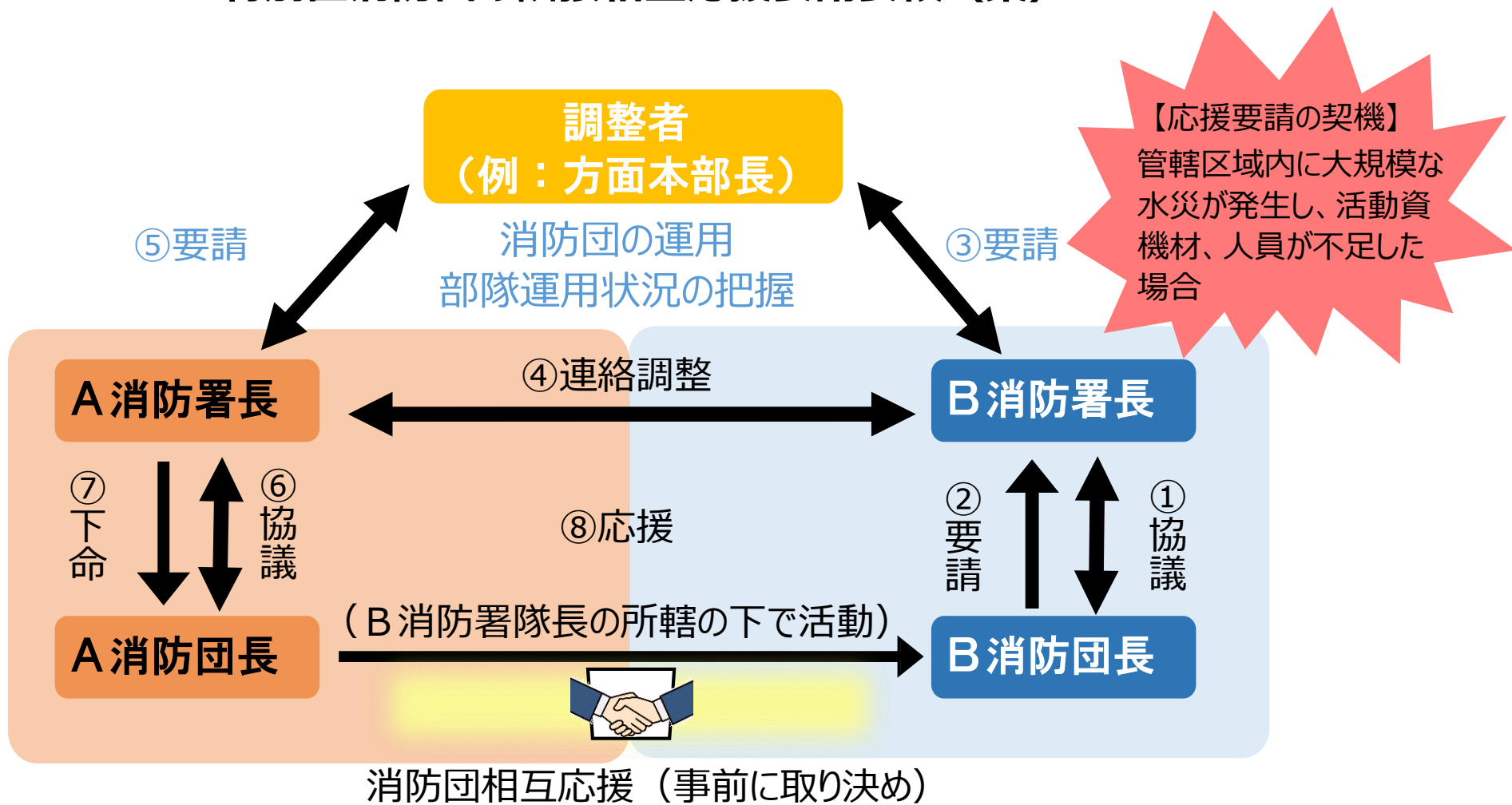
(標高:6.8m) 標高値



No	設置場所	袋数	備考
1	関口一丁目23 (江戸川橋/バス停横)	80	土のうステーション
2	関口一丁目21 (華水橋右岸下流)	80	土のうステーション
3	関口一丁目18 (掃部橋右岸下流)	80	土のうステーション
4	関口一丁目18 (古川橋右岸上流)	80	土のうステーション
5	水道二丁目5 (石切橋左岸下流橋込内)	80	土のうステーション
6	水道二丁目1 (小桜橋左岸上流)	80	土のうステーション
7	水道一丁目3 (中ノ橋左岸下流橋込内)	80	土のうステーション
8	後楽二丁目16 (新隆慶橋左岸上流)	160	土のうステーション
9	後楽二丁目3 (隆慶橋左岸下流)	160	土のうステーション
10	後楽二丁目3 (隆慶橋左岸下流)	80	土のうステーション
11	後楽一丁目1 (後楽園歩道橋下)	80	土のうステーション
12	大塚四丁目2 (健生病院前歩道)	160	土のうステーション
13	小石川五丁目41 (播磨坂最下部)	80	土のうステーション
14	後楽一丁目8 (小石川運動場内)	160	施設あり(町会管理)
15	根津一丁目17 (八重垣第一児童園内)	70	施設あり(町会管理)
16	根津二丁目27 (都道拡張予定地内)	300	施設あり(町会管理)
17	本駒込四丁目35 (労務福祉会館)	160	土のうステーション
18	音羽一丁目18 (首都高高架下)	80	土のうステーション
19	音羽一丁目19 (関口公園前)	80	土のうステーション
20	音羽一丁目23 (第一自転車保管所横)	80	土のうステーション
21	音羽一丁目23 (関口三丁目公園前)	80	土のうステーション
22	千駄木二丁目1 (千駄木二丁目交差点)	80	土のうステーション
23	本駒込四丁目36 (不忍通り歩道)	80	土のうステーション
24	本駒込四丁目40 (動坂下交差点歩道)	240	土のうステーション
25	千駄木三丁目48 (道灌山下交差点歩道)	80	土のうステーション
26	千駄木三丁目37 (団子坂下交差点歩道)	80	土のうステーション
27	豊島区東池袋五丁目25 (豊島区事業用地)	80	土のうステーション
28	本駒込四丁目39 (不忍通り歩道)	80	土のうステーション
29	千石二丁目1 (千川通り歩道)	80	土のうステーション
30	小石川四丁目15 (播磨坂最下部)	80	土のうステーション
31	音羽一丁目19 (鉄砲坂下)	80	土のうステーション
32	関口一丁目25 (一休橋右岸下流階段下)	80	土のうステーション
計		3310	

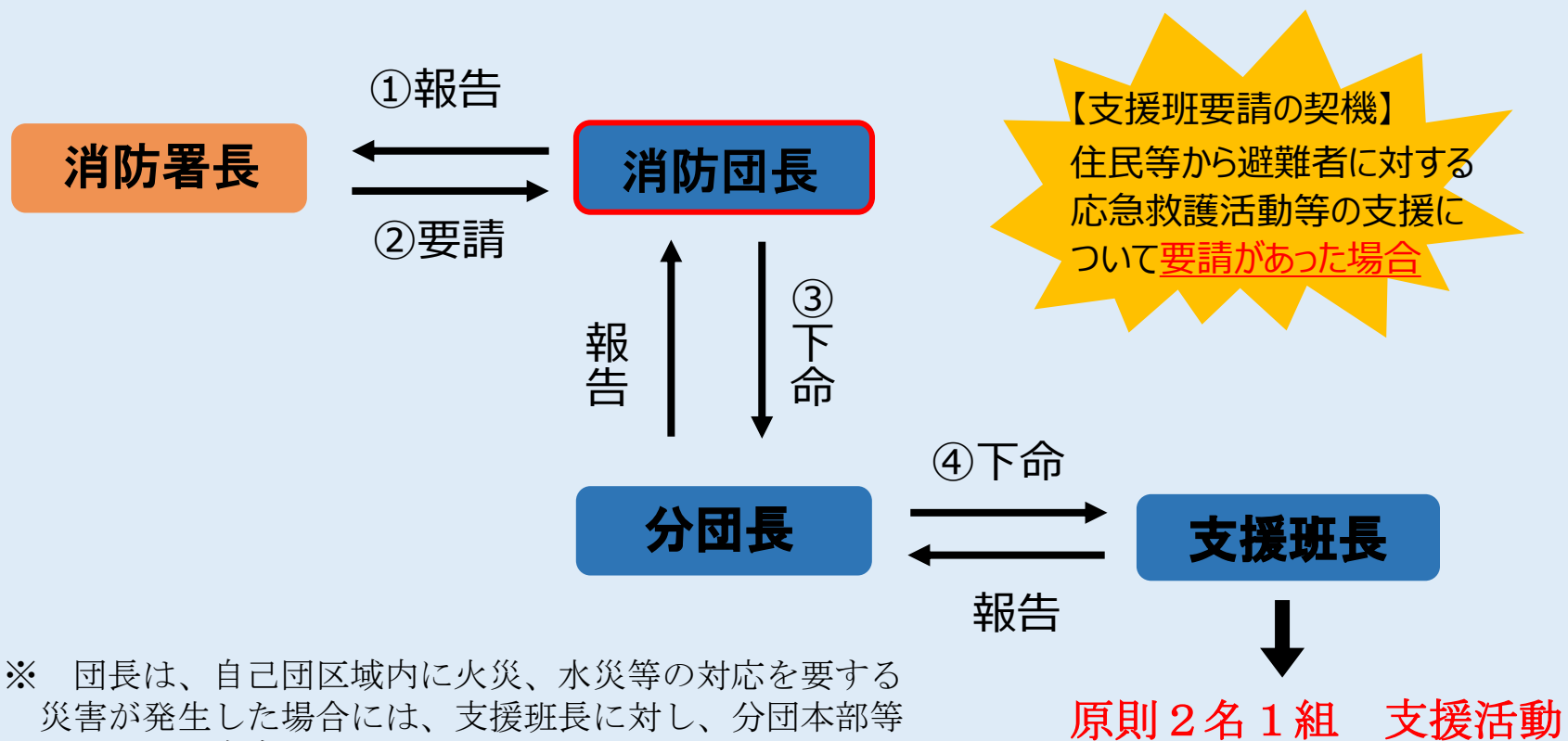
文京区ハザードマップより引用し事務局で作成

## 特別区消防団の隣接相互応援要請要領（案）





## 特別区消防団支援班活動要領（案）



※ 団長は、自己団区域内に火災、水災等の対応を要する災害が発生した場合には、支援班長に対し、分団本部等へ戻るよう命令するものとする。